

原 著

深夜の街における10代の若者たちの夢と希望についての社会医学的考察 —傾聴・共感・見守りの思春期公衆衛生活動から (Case series)

The Dream and Hopes of Teenagers Loitering Downtown Late at Night: A Socio-medical Analysis at a Case Series of Teenagers

田中 勤^{1) 2)}、古橋忠晃³⁾、上田浩詞¹⁾、秋田智哉¹⁾、藪下ももこ^{1) 4)}、青木美樹¹⁾

Tsutomu Tanaka^{1) 2)}, Tadaaki Furuhashi³⁾, Hiroshi Ueda¹⁾, Tomoya Akita¹⁾,

Momoko Yabushita^{1) 4)}, Mitsuki Aoki¹⁾

- 1) 少年支援保健委員会・Public Health (NGO)
- 2) 総合病院南生協病院産婦人科
- 3) 名古屋大学大学院医学系研究科精神健康医学分野
- 4) 名古屋大学大学院国際開発研究科
- 1) The NGO Team “Public Health” for Adolescent Health, Nagoya, Japan
- 2) Department of Obstetrics and Gynecology, Minami Seikyo Hospital
- 3) Department of Psychopathology and Psychotherapy, Graduate School of Medicine, Nagoya University, Nagoya, Japan
- 4) Graduate School of International Development, Nagoya University, Nagoya, Japan

抄録

本研究の目的は、深夜の街における10代男女少年への保健活動（声かけ・傾聴・共感・見守り）で得られたCase seriesを通して、彼らの夢と希望について着目し、健康の社会的決定要因の一つである教育の側面から社会医学的分析を加え、基礎資料を提供することである。2014年4月から2016年3月までの毎週土曜日深夜に、名古屋市の繁華街とその周辺の公園などパブリック・スペースにおいて滞在していた10代の25名（男子19名・女子6名）の男女少年を対象として聴き取り調査を実施した。質問紙やインタビューを通じて、日常生活をはじめ彼らの置かれた現状や、健康状態、夢や希望について質問した。そして、Case seriesを構成し、聴き取り内容の文脈についてナラティブ分析を行った。ある女子少年は、クラスメートによっていじめを受け、深く傷つき、学校を退学しようとまで考えていた。別の男子少年は、誰もがうらやむような良い父になりたいと語った。少年のなかには、自らの成長を見守ってほしいと述べた者もあった。また、楽しく生きたいという少年もいた。そして、深夜徘徊しているという点以外、彼らには社会的逸脱は認められなかった。重要なのは、彼らは夢を抱いており、それに対する彼ら自身の意思を持っているということである。そのためには、彼らの夢や希望を支える社会環境づくりを目指す必要がある。われわれは彼らの肯定的な側面に目を向け、彼ら自身の成長を信頼し、彼らの最善の利益を尊重して、すべての人々が参加する教育支援システムを整備していくべきだろう。

Abstract

In this study, we present a case series of teenagers in the city downtown area late at night in an attempt to describe their dreams and hopes by a socio-medical analysis aspect of education as one of the social determinants of health. From April 2014 to March 2016, we conducted interviews and voluntary health support to teenagers who were loitering in downtown streets or public places late at night in the center of Nagoya, Japan. We interacted with them and asked questions about their daily lives and health conditions via questionnaire based

interviews. We performed qualitative narratives analysis to reach an in-depth understanding at the teenagers' experiences in this context. We interviewed 25 teenagers (19 boys and 6 girls aged 15 to 19 year) in loitering around the downtown area late at night. One girl suffered bullying by classmates, and she had been hurt deeply and considered leaving school. A boy said that he wanted to become a good father, one whom that everyone envied. Some of the teenagers asked us to only observe their development, and not to intervene. Apart from the late nights out, many of them lacked other deviant behavior traits. They had their own dreams and their own wishes what to do. In conclusion, their message was that everyone should contribute in creating social circumstances and educational systems to support teenagers' dreams and hopes, and when doing this considering the positive aspects at the teenagers' lives, respecting their best interests and relying on their ability to develop positively.

キーワード：思春期、保健活動、ケースシリーズ、ナラティブ分析、子どもの権利

Keyword：adolescence, health activity, a case series, narrative analysis, the rights of the child

I. 緒言

わが国の少年法では、20歳未満の男女を少年（以下、「少年」とする）としている。少年法第3条第1項には、犯罪のおそれのある少年について虞犯と規定し、保護の対象としている¹⁾。犯罪のおそれといっても、その構成要件は明確とは言い難く、むしろ保護対象を広く設定して、支援の柔軟性を担保できるようにという福祉的配慮も否定しがたい。都会の深夜の街には、さまざまな背景をもった少年たちがやってくる。深夜徘徊（警察活動においては18才未満の23時以降から日の出までの時間帯における外出を深夜徘徊として補導対象としている）は虞犯傾向の一つとみなすことも可能かもしれないが、ある少年は家庭に居場所がなかったり、またある少年は学校や職場の息抜きに来ていたり、深夜の街にいるからといってそれだけで犯罪のおそれのある虞犯少年とみなすのは妥当でないだろう。少年警察活動では、少年法に規定された「虞犯少年」以外に、国会の立法過程を経ていない警察内部の規則である少年警察活動規則によって「不良行為少年」というカテゴリをつくり、補導対象としている^{2) 3)}。「非行」、「虞犯」、「不良行為」という表現が適切かどうかは議論を要するが、少なくともそれらに関連する少年の成長発達や健康問題について十分な関心および検討が必要と思われる。

われわれは2007年9月から毎週土曜日深夜、名古屋市の繁華街およびその周辺の地域で深夜徘徊している思春期の少年たちと対話をし、彼らの声を大人の社会に伝える活動を行ってきた。名古屋市は東京と大阪の中間に位置する人口200万人以上の大都市だが、江戸時代の第7代尾張藩主・徳川宗春以来、歓楽街・風俗産業が一つの基幹産業として繁栄した歴史と文化をもつ街でもある。われわれの活動は、これまで研究調査として実施されてきたばかりでなく、2009年

よりボランティアチームとして「少年支援保健委員会・Public Health (NGO)」(The NGO Team “Public Health” for Adolescent Health, Nagoya) を組織し、少年たちへの傾聴・共感・見守りを基調とする活動をささやかながらも積み重ねてきた。そして、すでに過去の論文において、2014年までのCase seriesによって、社会的に危険な状態にある少年たちの実態について報告してきた^{4) 5)}。しかしながら、夜の街もその時代の社会経済、文化の状況によって大きく変遷している。感覚的ではあるが、活動を開始したばかりの数年間と比べ、少年の傾向について内向きになってきたという印象を受けている。疫学的因果関係を解明するためには、データを構成する人・場所・時間という疫学の三要素を把握して、夜の街にいる少年たちそのものについて正確に理解することが不可欠である。少年たちを取り巻く環境についてのエビデンスの構築のため、最初に必要なのは、彼ら自身の生の姿を記述することが出発点となる。それゆえ、深夜の街にいる少年についてのCase seriesによる実態把握は、疫学調査の重要な基礎資料となる。したがって、本研究においては、2014年4月以降、2016年3月までの2年間に会った少年たちのCase seriesを構成したうえで、彼らの夢と希望に着目し、健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health)^{6) 7)}のうち、特に教育についての側面から社会医学的検討を加え、その基礎資料を提供するとともに、社会環境づくりや少年支援のありかたについての提言をしていきたい。

II. 対象・方法

2014年4月以降、2016年3月までの期間における、毎週土曜日の深夜23時以降、日曜日の深夜2時ごろまで、名古屋市の繁華街およびその周辺のパブリック・スペースで滞留している男女少年に声をかけ、本人の

同意の得られた少年25名について、本人の氏名を記入しない完全に匿名化された質問紙およびフィールドノートによる聴き取り調査を実施し、Case seriesを構成した。次に、Case seriesについて、聴き取りで得られた内容について社会医学的分析を行った。質問紙は、自記式開放的質問を中心とし、質問のおもな内容は、職業、家族構成、食行動（「むちゃ食いはするか」）、暴力傾向（「キレることはあるか」）、薬物濫用歴、性の意識（「セックスについて考えていることがあれば話してください」）、自傷行為、将来の夢などについてであり、記載内容についてさらに質問して内容を補足していく半構造化面接法を採用した。また、現場での質問紙による調査が交通の妨げとなったり、衆目にさらされたりする危険もあり、手短にインタビューを実施するため、口頭による同意および質問により、フィールドノートのみでの聴き取りも採用した。Case seriesの分析は、Narrative分析による質的研究を中心とした⁸⁾。さらに、調査対象となった子どもたちのラベリングによるステイグマを防止するため、結果において紹介される個々のCaseについて、本人が特定されないよう内容の記載については配慮し、著者らの責任で匿名化のための最小限の修正を加えた。

なお、対象者は未成年であり、本来なら保護者の同意が必要であるが、深夜徘徊している少年については、虐待などが背景にある可能性もあり、保護者からの同意を取ろうとすることは少年にとって不利益をもたらすこともある。そのため、少年の意思への配慮を最優先するため、保護者の同意が得られない場合、本人の同意のみで聴き取りを実施した。ただし、事故・犯罪被害など緊急に保護者への連絡が必要な事態が発生した場合は、少年本人の意思を尊重したうえで、保護者への連絡を取ることを方針とした。また、本研究調査が学術研究目的以外で使用されることはないことを明確に対象者本人に伝え、同意を得た。声をかけた段階で調査を断られた場合もあった。その場合、少年の迷惑とならないよう、それ以上の協力依頼をしない方針とした。

他に、調査の機会を利用して、少年からの要望に応じ、健康・生活についての助言なども行っている。具体的には生活において直面する問題への相談や体調管理、学業、進路についてのアドバイスなどさまざまである。終電前の場合、時間があれば短時間の質問で切り上げるか、聴き取り調査は開始せず、なにより終電に間に合うよう早く帰宅するように促すことを優先

した。思いを聴いてほしい若者たちもいる。後日に回すのではなく、できる限り現場において話を傾聴し、共感を示して、安心を与えることも心がけた。

なお、本研究は、名古屋大学総合保健体育科学センター倫理審査委員会（受付番号26-2および26-20）の承認を得ている。

Ⅲ. 結果 (Case series)

調査対象者の概要を表1に示す。以下に、25名の少年のCaseを紹介する。

表1 対象者の概要

	男子 (n=19)	女子 (n=6)
平均年齢±標準偏差	16.7 ± 1.0	17.0 ± 1.4
職業		
学生	11	6
社会人*	8	0
無職	0	0
将来の夢・目標(重複回答あり)		
ある	17	3
ない**	2	2
不安	2	3

*: アルバイトも含む

** : 「まだない」「回答なし」を含む

Case 1. 男子・17才。高校3年生。23時過ぎ、公園で彼女とともにいた。「ふだんは深夜に街にいない。今回は彼女の財布の鎖が公園噴水脇のブロックに挟まって抜けなくなって」帰れなくなった。共働きの両親と暮らしている。部活は元運動部。なんでも話せる人は友だちと親。万引き、過食傾向、暴力、薬物濫用、暴走行為などの経験はない「自分が大好き」。セックスは「僕にとって必要なもの」。いま一番したいことは「遊びたい」。将来の夢は、「専門学校か大学に進学したい。4年制大学に行きたい。英語が得意なので、国際関係に進みたい」。「今の人生が世界で一番楽しいので見守っていてください！」

Case 2. 女子・17才。高校3年生。Case 1の彼と一緒に公園に。父母、妹と暮らしている。なんでも話せる人は友だち。万引き、過食、暴力、薬物濫用、暴走の経験はない。自分はいないほうがいいと思うことはない。セックスについては「知らない」。いま一番したいことは「遊びたい」。将来の夢は「決めていない」

ので「ヤバイ」。抜けなくなった財布の鎖については、力持ちの夜回りメンバーが抜き取ってやった。

Case 3. 女子・16才。通信制高校2年生。23時、公園で友人たちとともに。父母、弟と過ごす。両親は共働き。高校1年生の時、クラスが「授業中うるさく、カンニングがひどくて嫌になった」。高校1年生の12月に中退し、通信制高校に編入した。「(通信制高校には)クラスがない」。なんでも話せる人は友だち。万引き、過食、暴力、薬物濫用、暴走の経験はないが、喫煙で補導されたことがある。「いまは喫煙を止めている。もともとそんなに吸いたいわけではない」。自分はいないほうがいいと思うことが「たまに」ある。理由は友だちとけんかしたときとか、「あんまり特定はない」。「帰るのが遅かったり、泊まったりすると怒られる。出来が悪いことが心配。親に申しわけないなあ。学歴がいい家庭でプレッシャー。高校やめちゃったからがんばりたい」。セックスについては、「そんなに興味はない。妊娠するのは成人してからのほうがいい。軽いことじゃない。そんな好きじゃない人とはしたくない」。将来の夢は「柔道整復師。専門学校に行く」。

Case 4. 女子・17才。高校2年生。Case 3の子と友だち。父母、弟、妹と暮らす。親は自営業。親から暴力を受けることはない。高校1年生では、「学校でからかわれたりして辛かった。でも、高校はやめなかった。学校も行っている」。人とは「あんまり」うまくつきあえない。万引き、暴力、薬物濫用、暴走の経験はない。過食傾向はある。今夜は母と小さなことから大きなけんかになって、夜の街に出てきた。「今夜は友だちの家に泊まると言っておいたが、母は早く帰ってこいとメールしてくる」。「親と喧嘩したとき、友だちと喧嘩したとき、何をやってもうまくいかないとき」自分はいないほうがいいと思うことがある。学校の雰囲気は良くなったので、もう学校は「大丈夫」。「親かな。母は奇声をあげるほどメンタルがやられている。だから補導なんかされたらヤバイ」。補導されたことはまだない。セックスについては、「正直言葉しかわからない。経験はない」。いま一番したいことは「親を笑わせてあげること」。将来の夢は「保育士。心理士もいいかなと思っている」。

Case 5. 男子・16才。高校1年生。0時過ぎ、繁華街の広場で友人たちとともに。父母、弟と暮らす。元運動部だった。なんでも話せる人はいる。今夜は「居酒屋のバイト」の帰り。万引き経験、物に対する暴力経験があるが、薬物濫用、暴走の経験はない。自分

はいないほうがいいと思うことは「どっちでも」ない。仲間たちからは「陰が薄い、『0.5』と言われるが、だったら俺を夜の街に誘うなよって思う」。セックスについては、「別に関係ない」。将来の夢は「警察官。大学に行かないとなれないので、大学はたぶん行く。がんばっている」。

以下、Case 6とCase 7は繁華街のデパートの前で座っているところで調査者が声をかけた。

Case 6. 男子・17才。とび職。高校は中退。父母、弟2人と暮らす。毎月の給料日の後の最初の土曜日に街に来て遊ぶ。クラブに行く。万引き歴はあるが、薬物濫用歴はない。「バイクで捕まって免許欠格になった。資格というのが本当に大事だと思う。高校中退してこの年でまた高校に戻る気はしない。お金に困らない生活をしたい。とびの仕事は体力が要るので、ずっと続けられるとは思えない。この先どんな仕事をしていけばいいのか不安」。

Case 7. 男子・17才。仕事をしている。父母、姉、妹と暮らす。給料日以後の土曜日に遊ぶことにしている。補導歴はあるが、万引き歴も薬物濫用歴もない。「楽しむ。今楽しければいい」。将来の夢は「金持ち」になること。

Case 8. 男子・16才。全日制高校2年生。23時過ぎ、友人と公園でスケートボードを楽しんでいた。スケートボードが大好きで、建築家やデザイナーになるのが夢だと。「親に(スケートボードをやめろと)あれこれ言われたくないから、勉強をがんばる。若者だから何だと。フレンドリーに接してくれるなら素直になれるのに」。

Case 9. 男子・16才。全日制高校2年生。Case 8と友人で、ともにスケートボードを楽しんでいた。目標は「スケボーを極める」こと。「学校で冬にスノーボードに行くのがめっちゃ楽しみ」。学校は工業高校で、「検定や補習で忙しい。資格も取った」。その1年半後、Case 8とともに、スケートボードをやっているところで再会した。「高校は卒業が決まり、就職する」とうれしそうに報告してくれた。

Case 10. 男子・17才。会社員。設計士をやっている。看板のデザインをしている。中学を出てすぐ就職した。「暴走族には誘われたが入っていない」。20才くらいに「会社を立ち上げる」のが夢。「俺がいなきゃ皆ダメ」「セックスはいいもの。でも重い」「生きててよかったと最近思う」。一緒にいた同年代の仲間たちと楽しそうに過ごしていた。

Case 11. 男子・16才。高校へは進学したが、仕事をしたいから辞めた。15才から親のところまで1年半仕事をしている。「休んだことがない」。なんでも話せる人は友だち。くすりも暴走族も経験がない。セックスは「やりたいです」。「父の仕事を継ぎたい」。

Case 12. 男子・17才。通信高校2年生。学校とバイト、そして遊んでいる。なんでも話せる人は友だち。1回補導経験がある。くすりも暴走族も経験がない。セックスは「本能」だと思う。高校を卒業したら自衛隊に行くつもり。そして、将来の夢は「自分の店をもつこと」。

以下、Case 13からCase 15は、深夜3時に繁華街にある公園で原付バイクにまたがって集まっていた少年たちである。いずれも喫煙をしていた。

Case 13. 男子・16才。定時制高校2年生。父と兄と暮らしている。家庭の経済状況はふつうだと。親からの暴力はない。万引き歴は「むかし」。暴力傾向も暴走も薬物濫用もない。セックスの経験はないが、風俗店に「1回だけ」行ったことがある。「駅のへんなどころにある店。年齢確認はされなかった。仕事の社長が案内してくれた」。

Case 14. 男子・16才。全日制高校2年生。母、兄、祖父母と暮らす。家庭の経済状況はふつうだと。親からの暴力はない。万引きも、過食も、薬物濫用もないが、暴力を振るうことはあるし、暴走族に誘われたこともある。「ド馬鹿高校」に通っている。「学校の先生から、1年生のときは勉強危ないと言われたが、2年生になって言われなくなった。捨てられたんじゃねえの。卒業できない気がする。頭が悪いから」。「俺はおったほうがいい」。「彼女といちゃいちゃしたい。将来の夢は大工」。

Case 15. 男子・16才。通信制高校2年生。左官の仕事半年くらいやっている。万引き歴はあるが、過食、薬物濫用、暴走歴はない。風俗店には行った経験がある。補導された経験もあり、理由は「いろいろやって」。「将来は今の彼女と結婚。高校出たら仕事がんばる」。

Case 16. 男子・19才。23時半、公園に一人でいた。通信制高校生。留年を経験した。「学校は楽しい」。家庭の経済状況はふつうだと。万引き、過食、暴力・暴走、薬物濫用などの経験はない。性経験はある。「僕はゲイです。若い子はたくさんそういう子がいますよと(大人の社会に)伝えてください」。「やりたいことも決まっている。がんばればできる仕事」。

Case 17. 高校1年生・女子。15才。公園で23時過

ぎに興味のグループと一緒にいる。「終電で帰る」。母、兄と暮らす。家庭の経済状況はふつう。ただ、「家庭は複雑。母とは夕食と一緒に食べない。夕食は作り置きしてくれている」。躁鬱とパニック障害で精神科に通院している。学校は入学したてで別室登校している。「単位がやばいので授業に出る」が、授業中にパニック発作が出ることもある。小学校から学校に行けなかった。集団行動がうまくいかない。人とつき合うのは「苦手」。学校は母親に無理やり行かされている。病気がひどいとき、自分はいないほうがいいと思うことがある。なんでも話せる人は友だち。万引き歴、過食傾向、薬物濫用、暴走歴、性経験はいずれもない。「物に当たるときがある」。「数学が苦手。10点とか。でも、現代社会はできる。学校終わった後に、誰もいない教室で自分で勉強する。大学は法学か経済学に進みたい」。いま一番したいことは「ダンス」。

その数週間後の対話では、経済学を勉強するには数学が必要だということを知って「ショック!」だと。「いまはめっちゃ調子いいよ。今日も友だちと京都に遊びに行ってきた」と。元気そうな表情をみせた。この日の夜は、兄のところに泊まる予定で、もうすぐ迎えに来るとのことだった。

以下、Case 18からCase 20は3人で一緒にいた。

Case 18. 男子・19才。とび職。仕事を終えて、午前0時前の公園で友だちと休憩していた。家族は両親、弟がいる。親から暴力を受けることはある。家庭の経済状況は普通だと。万引き、過食の経験があり、暴行、窃盗、器物破損、無免許で補導されたことがあるが、薬物歴も暴走歴もない。「いまは目標を持っている。この仕事を2、3年続けてから学校に行きたい。調理師になりたい。和食の方面だが、いろいろなジャンルの料理を作れるようになりたい。料理が好き」。

Case 19. 男子・18才。Case 18が先輩と一緒にとびの仕事をしている。両親、妹二人がいる。家庭の経済状況は普通だと。今夜は先輩の家に泊まりに行く。過食はあるが、万引き、暴力、薬物、暴走の経験はない。セックスの経験もない。いま一番したいことは「親孝行」であり、「とびのいまの仕事をがんばる」。

Case 20. 女子・18才。高校3年生。学校には行っている。両親と暮らす。家庭の経済状況は普通だと。万引き、過食、暴力、薬物、風俗・援助交際の経験はない。「原付2ケツ」で補導されたことがある。自分がいなくてもいいと思うことがたまにある。いま一番したいことは「大阪めぐり」。大学に行く。推薦入試を予

定している。「何を勉強したいとかはわからない」。

Case 21 は23時過ぎに公園を力なくふらつきながら歩いており、不穏な様子であったため声をかけた。

Case 21. 女子・19才。大学受験で「浪人してがんばったけど失敗した」。母と暮らす。「どうしたらいいかわからない。母はわかってくれなくて、もう嫌になって今夜は家をとび出してきた」。われわれスタッフはCase 21 の話を傾聴し、これからの1年をどのように過ごしていくとよいか、具体的な方策も含めて一緒に考えた。

Case 22. 男子・16才。仕事をしている。母、兄がいる。親の仕事はパート。以前に「里親のところに住んでいたことがある」。中学校では野球部だった。なんでも話せる人は友人。人とはうまくつきあえる。深夜徘徊による補導歴、万引き歴、暴走、暴力の経験がある。暴走族は中3からずっと誘われている。薬物乱用歴はない。深夜徘徊での補導歴がある。自分はいないほうがいいとは「思わん」。自分の部屋が友だちのラブホテル化している。セックスについては、「赤ちゃんができたら怖い。楽しい。セックスのときに相手を嘔む。歯形がつくくらい」。ヘルスやおっぱいパプに行ったことがあるが、店の女の子が「オッサンにチューした後にチューしてくるから気持ちが悪い」。いま一番したいことは「彼女ほしい」。将来の夢は「パパになりたい。学校の授業参観とかで、かっこいいと言われるパパになりたい」。大人の社会に言いたいことは、「どうにかして、タバコと夜補導するのをやめてほしい」。

Case 23. 男子・15才。通信制高校生。祖母、父母、兄、弟と暮らす。親から暴力を受けることはない。「おれ一途」。中学ではサッカーをやっていた。ボクシングの経験もある。万引き、過食、暴力の経験はある。今日は「居酒屋でバイト帰り」。薬物濫用歴、暴走経験がある。暴走は「先輩とやった」。「自分好き」。セックスについては、「セックスはスポーツ」。補導されたことがあり、保護観察で保護司にお世話になったことがある。「保護司はめっちゃいい人だった」。いま一番したいことは「彼女ほしい」。将来の夢は「美容師。人の笑顔が見たい」。相談したいことは、「毎日1回は下痢になる。血便も出るが、医師はストレスによるものと言う」。

Case 24. 男子・17才。塗装工。「働き始めてまだ2週間。その前はとび職と解体の仕事をしていた。父には会ったことがない。母が彼を育ててきた。今夜は連れと飲みに来た。中学を卒業してすぐ就職した。3回

仕事を変えた。とび職、解体業と仕事を変わって、いまは塗装をやっている。まだ2週間だけど楽しい。恐喝や暴走で2回パクられたが、少年審判で母が泣いていた。父親とは会ったこともない。裁判官は母の思いを汲み取り、更生の見込みがあるということで、鑑別所だけで出してくれた。暴走族に入っている。自分から入った。辞めれるならすぐに辞めたい。いまは周りや先輩の目があるし、中途半端は嫌だ。18才になったら卒業だけど、制裁があろうとそれまでに辞める。変わりたいと思っている。暴走やるのも捕まらない程度に賢くやりたい。親孝行をしたい。成功させて自分の会社をもちたい。なんでも話せる人は彼女。マリファナをやったことがあるが、当時の社長から誘われた。セックスはしたいと思うが、エイズとかが怖い」。

Case 25. 男子・17才。定時制高校3年生。公園で趣味のグループと一緒にいた。「もうすぐ18才になる」。父母、姉、弟と暮らす。父はサラリーマン。家庭の経済状況は貧乏だと。「中学時代は学校に行っていないことが多かった。友だちとつるんで昼は遊んだり、夜は先輩たちと暴走したりしていた。中学2年で暴走するグループに入った。ちょうど中学の自分の学年にヤンキーが多かった。それで友だちに誘われて、先輩とかにも引きこまれて暴走に加わった。自分はヤンキーとかそういうタイプじゃない。このままじゃダメだなと思った。15才で暴走グループはやめた。でも深夜に公園にいるという点では非行少年なのかな」。いまはアルバイトもやりながら、学校にちゃんと通い、将来必要な技術の資格もすでに取り持っている。将来の夢を尋ねると、「したい仕事で生きる。電気系の仕事で社会の役に立つ」ことだ。その2週間後、同じ公園でまた彼に出会った。もう18才になったという。日本でも18才で選挙権がもらえることになったことについて、「選挙権がもらえるからうれしい。自分の投票が世の中に影響を与えるなんてすごい。絶対選挙に行く」と張り切っていた。

IV. 考察

若者たちの声を聴き、生の声とあるがままの姿を大人の社会に伝えるというこの調査活動も10年以上を経過し、当初は声かけの対象の中心が性的搾取を背景にした女子少年であったが、近年では学校や社会への不適応や引きこもりをうかがわせる男子少年が主な対象となっている。10年で若者たちの現場も大きく変遷したのを感じている。本稿のCase seriesをみると、

夜の現場ではけっしてドラマチックな何かが起きているのではないということがわかるだろう。このCase seriesに示されるように、少年たちのほとんどはただ単に深夜の街にいただけである。そして、Case seriesの少年たちから見いだせるのは、それぞれが懸命に考え、生きているということである。そうした姿にわれわれは注目していく必要がある。これは宿主因子の問題といえ、将来への意思は彼ら自身が大切に育んでいくべきものである。一方、Case 13にみられるような、職場などにおいて大人から何らかの影響を受けている子どもや、Case 8, 14, 22のように学校や地域社会における大人の向き合い方が問われるCaseもある。公衆衛生的視点に立つならば、これらの少年たちを取り巻く環境を検討していくことが求められる。これは環境因子や病原因子の問題といえる。

公衆衛生活動において、宿主因子に注目していく際に、若者たちへの支援で期待されることは、どのような行動変容が得られたかという結果である。そして、多くの人はテレビドラマの主人公のように、支援者の努力によって劇的に変化し、輝きを取り戻していくという現場を想像されるかもしれない。しかし、現実の夜の世界はもっと地味でゆっくりとした経過をたどる。表1に示したように、ほとんどの少年は将来の夢や目標があると答えている。すなわち、夜の街に出てきた少年たちは学校生活や仕事の問題と直面しながら、けっして輝きを失っているわけではない。かつて、Martin Luther King, JRは、”Only when it is dark enough, can you see the stars.”と述べているが、Case 3, 4, 8, 9, 17, 25にみられるように、夜の街が子どもたちにとっての輝きを確かめる場にもなっている面もある。夜の街での活動が将来何のためになるかという発想はすでに大人の論理にすぎないのかもしれない。むしろ、われわれの少年たちを捉える視点をネガティブなものからポジティブなものにパラダイムシフトする必要があるのではないだろうか。そうすると、健康の社会的決定要因におけるポジティブな側面に注目し、子どもたち自身は夢や希望を抱いているのだという宿主因子を大切に見守り育みつつ、彼らの夢や希望を支える学校や職場などを含む社会経済環境を改善することに目を向けなければならない。

活動を通して、困っていることはないという少年にも多く出会った。Case 1, 7, 16の少年のように、大人への過渡期にある思春期の子どもたちは、自らの頭で考えて方向を決めたいという思いも見受けられた。

Case 2, 20のように、子どもたちは目標がない状態でも、「こうしたら？ああしたら？」という大人からの助言を必ずしも求めていない。大人の手を借りず、まずは自分自身でもがき、道を切り拓こうとしているのがわかる。Case 3, 4, 5, 18, 23, 24, 25のように、将来の目標を明確に答えている少年も多数いる。しかし、人生の答えはすぐに出てくるようなものではない。われわれ大人は若者たちにすぐに介入するのではなく、若者たち自身が持っている力を信じ、彼らのもがきを見守っていくことも支援の一つであろう。そもそも、10代で目標が見えなくても、それが悪いことなのか、もう一度考え直す必要がある。失敗させないでおうというのは教育ではなく、単なる過保護に過ぎない。彼らがゆっくりと成長していく過程を待つことも支援であり、支援者自身も成長していかなければならない。支援者は親や教師のような存在になるよりも、どんな立場にいる子どもたちに対しても、親友のようにともないてくれる対等な存在でありたい。

深夜の街で出会った子どもたちの半分以上は高校生など学生であった。学校では、いじめの問題も連日のように報じられているが、学業においては、Case 17にみられるように、学業で困難を感じている子どもたちがいる。夜回り活動の現場では、Case 17に対しては、調査者たちが数学の勉強方法についてアドバイスした。Case 21に対しては、辛い思いに傾聴・共感して寄り添い、もう一年の生活について具体的な向き合い方を一緒に考えた。単なる精神論で学校生活は乗り超えられない。崖っぷちに追い詰められた若者たちにとって、励ましや背中を押されることが崖に突き落とされることと同じものとなることもある。崖っぷちのこちら側には彼らを支える大地があることをわれわれ大人たちが示すことが大切であろう。そのためには、毎日の生活を乗り切るための具体的な方法を複数提案して一緒に考えていくことが必要だ。勉学や進路で行き詰まりを感じている若者たちには、支援者の経験を最大限生かしつつ、若者たちと一緒に具体的な考えることに意義があると思われる。そして、子どもたちの成長とともに支援者自身の人間としての深みも涵養していく努力も大切だろう。そして、なにより学校の教員は子どもたちのそばにいる機会を与えられており、学校は子どもたちの夢や希望を支えるのに最もふさわしい場であることは明らかである。学業の継続に困難があるハイリスク・グループの子どもたちについて、きめ細やかな対応が求められることは言うまでもない。

一方、Case 6, 10, 11, 19をはじめとする高校生年代の有職少年たちもおり、多くは現場作業の若者たちである。彼らの職場環境では、先輩後輩の関係も強く、頼りになる先輩もいるようで、社会との絆が彼らの支えとなっている一面もうかがえる⁹⁾。しかし、なかには職場での大人の世界に戸惑い、不適応に悩む若者たちもいる。われわれの活動メンバーには、現場作業や工場のライン勤務、過重労働、パワハラ被害、転職あるいは無職などの経験がある者がいる。医療保健分野とはまた違った社会の苦勞について、若者たちへの共感に役立っている場面もある。当たり前のことだが、この世界はさまざまな人々で成り立っているため、保健活動は単なる専門家のみならず、市民一般が参加していくことに意義があるものと思われる。

次に、制度的環境について検討したい。少年司法制度に目を向けてみると、少年法第1条では「少年の健全な育成」¹⁾が謳われている。しかし、「少年の健全な育成」とはいったいなんだろうか。少年の「健全な」とされる未来が、本当に子どもたち自身が望むものであるのかどうか考えてみる必要がある^{10) 11)}。日本も批准している「国連子どもの権利条約」では、締約国に対し、「子どもの最善の利益」(the best interest of the child)を尊重して政策を実施することを求めている¹²⁾。「子どもの最善の利益」とは、大人たちの視点によって画一的に定められるものではなく、若者の成長発達権や意見表明権などを尊重し、若者たちそれぞれの個性や夢に合わせて描かれるものであろう。夜の街は子どもたちにとって冒険の場のように感じている面も否めない。冒険の機会を避けるようにして生きていくことが本当に子どもの成長にとって望ましいことなのだろうか。

また、夜の街という環境において、Case 13, 15, 22で見られるような、少年を招き入れ、利益を得ている風俗営業の存在にも注目すべきだろう。それは深夜に営業するカラオケ店、クラブなども含め、少年をターゲットにした利潤追求を目指す構造がある。そして、子どもたちも利潤追求社会からの何らかの影響を受けることは否めない。だからといって、そうした営業への規制を強化することについてはさらに慎重を要するだろう。規制の多すぎる刑事立法社会は刑法の補充性の原則^{13) 14)}に反するばかりでなく、市民の自立の妨げとなりうる¹⁵⁾。こうしたところに社会環境整備のジレンマも感じられる。

一連の活動の中で、少年院退院後の少年や少年院

を経験した元少年に出会う機会もあった。少年院退院後に行きついた先が、暴力団やブラックマーケットになっているという実態が現実にあった。再スタートを切ろうにも、低い収入が彼らの勤労意欲を削いでしまうということもある。高卒資格が無いということが、彼らの再スタートを妨げているという現実にも出会った。退院後にせっかく高校に入学しても、他の生徒との年齢差がまた学業継続の意欲に支障をきたして、結局退学してしまったというCaseもあった。少年法が福祉法であるというのなら、高卒資格を得られるように退院後の支援も継続し、彼らが経済的不安を抱えずに成長できるよう、しっかりと社会環境も整えていく必要があるように思われる。具体的には公立高校を受け入れ先として充実させること、公立高校の定時制・通信制高校を拡充し多様な生徒への対応を確保すること、さらに公立高校と少年院との連携を確立すること等が挙げられるだろう。さらに、家庭や地域の葛藤から逃れて落ち着いた生活を希望する子どもに対しては、学校に寮を設置するというのも一つのアイデアとなるだろう¹⁶⁾。しかし、規則に縛られることを望まない、自立心の強い子どもたちもいる。多様性がキーワードとなった現代では、一律の規則に縛られる生活を子どもたちに求めることは妥当ではない。学校内に泊まりたいときに気軽に泊まれるような、比較的規則の緩やかな自由度の高い寮(宿泊施設)を用意して、本人の意思に基づいて受け入れるなどの工夫があってもいいかもしれない。

また、若者たち自身では立ち向かえない困難もあるだろう。若者たちが夜の街に来る前に、地域の学校にある保健室・養護教諭など、現在ある身近な存在の重要性にあらためて目を向けていくことも考えられる¹⁷⁾。さらに、高齢者についてわが国では地域包括ケアシステムが始動している。有職者も含めた10代の若者についても、学校という社会資源を活用して、家庭、職場、地域などと連携を図り、さまざまな若者のニーズに応える市民参加型の包括的教育支援システムの構築の可能性を指摘できるかもしれない。それは、WHOが提唱している”Health promoting school program”^{18) 19)}の考え方と近似したものといえよう。そのようなシステムを考えていく場合、大人からみると、たとえ頼りないと感じたとしても、まず若者たちの声に傾聴・共感し、若者たち自身の思いを尊重して、若者たち自身の視点で未来を追求するという原則を維持することが大切である。

V. 本研究の限界と意義

本研究は、記述研究による Case series であり、サンプリングは非確率的抽出法（統計学的な抽出法ではない方法である）を用いており、調査の性質上、サンプルサイズも小さく、選択バイアスが不可避であるためエビデンスに乏しいという限界がある。しかし、拘禁状態にあたり、施設に収容されたりした状況下での調査と異なり、深夜の現場に出向かなければ得られない、少年の自由な状態での生の声を伝えているという点で意義がある。

VI. 結論

深夜の街にいる子どもたちにも多様性があり、それぞれの個性と「最善の利益」を尊重した支援活動を実践していくことに意義がある。医療者は、臨床の現場において、患者の話すことに傾聴・共感し、患者の求めるものを把握して治療の方向を組み立てる。夜回り活動でも、「傾聴」「共感」を基本とし、ドラマチックな介入はないものの、われわれとの接触の機会に若者たち自身も大人に意識された自分自身を感じ、振り返るよい機会になりうるのではないかと考えている。なによりも支援者は若者たちのそばにいたいというメッセージが大切であろう。専門家としての助言は確かに重要であるが、それが大人の特定の考え方・視点の押しつけになっていないかは常に自問する必要がある。そして、「子どもの最善の利益」を理解したうえで、子どもたちがどのような夢や希望を抱き、どう生きていきたいのかを理解し、学校のような地域の社会資源を拠点として、すべての市民が参加していけるような教育支援システムの構築が重要である。

謝辞

本研究調査活動について、2009年の札幌での日本社会医学会総会で、獨協医科大学医学部公衆衛生学講座・小橋元教授から熱い激励を受けました。名古屋大学大学院医学系研究科精神健康医学分野・小川豊昭教授、同分野・故津田均准教授からは、精神医学的、学術的視点についてご指導を賜りました。さらに、聖マリアンナ医科大学予防医学分野・木村美也子講師からは、切磋琢磨する盟友として、常に支えられてきました。この場を借りて諸先生方に謹んで感謝申し上げます。そして、われわれの活動はささやかな活動にすぎませんが、若者たちを見回るのではなく、見守り、交

流する活動をこれからも続けていきたいと思っています。最後に、夜の街で話を聞かせてくれた少年たちの未来に本稿を捧げます。

参考文献

- 1) 田宮裕、廣瀬健二編. 注釈少年法 第4版. 東京：有斐閣、2017.
- 2) 少年非行問題研究会編. わかりやすい少年警察活動 3訂版. 東京：東京法令. 2016.
- 3) 大塚尚. 少年警察ハンドブック. 東京：立花書房、2018.
- 4) 田中勤. 深夜の繁華街における虞犯少年の社会医学的研究. 社会医学研究. 2010; 27 (2) : 35-44.
- 5) 田中勤、古橋忠晃、藪下ももこ他. 深夜の街における少年に関する記述疫学研究. 思春期学. 2014; 32 (3) : 334-344.
- 6) World Health Organization (WHO) . Bangkok Charter for Health Promotion in a Globalized World. Geneva, WHO, 2005.
- 7) WHO. Closing the Gap in a Generation: Health Equity Through Action on the Social Determinants of Health. Geneva, WHO (Commission on Social Determinants of Health FINAL REPORT) , 2008.
- 8) Leavy P, ed. The Oxford Handbook of Qualitative Research. New York, Oxford University Press, 2014: 195-222.
- 9) Hirsch T. Causes of Delinquency. Berkeley, University of California Press, 1969: 16-34.
- 10) 武内謙治. ロー・クラス 少年法の基礎 (第6講) 少年の「保護」と「健全育成」. 法学セミナー. 2012; 57 (9) : 120-124.
- 11) 武内謙治. 少年法講義. 東京：日本評論社. 2015.
- 12) Bueren VG. The International Law on the Rights of the Child. Netherland, NIJHOFF, 1998: 45-47.
- 13) 瀧川幸辰. 犯罪論序説 改訂版. 東京：有斐閣. 1947.
- 14) 山口厚. 刑法総論 第3版. 東京：有斐閣. 2016.
- 15) 吉田敏雄. 懲罰社会と刑法. 東京：成文堂. 2014: 1-33.
- 16) 綿引伴子、中田淳平. 「家族外コミュニティ」の教育効果 -- 高校寮生活経験者へのインタビュー調査をもとに. 金沢大学人間社会学域学校教育学類教育実践研究. 2010; 36: 1-18.

- 17) 奥野愛海、櫻井しのぶ、中西唯公. 保健室における不良行為少年と養護教諭のかかわり - 養護教諭が認識しているかかわりの実態 -. 思春期学. 2015; 33 (3) : 323-333.
- 18) Lee A. Health-promoting schools: evidence for a holistic approach to promoting health and improving health literacy. Appl Health Econ Health Policy. 2009; 7 (1) : 11-17.
- 19) Stewart-Brown S. What is the Evidence on School Health Promotion in Improving Health or Preventing Disease and, Specifically, What is the Effectiveness of the Health Promoting Schools Approach? Copenhagen, WHO Regional Office for Europe (Health Evidence Network Report) , 2006.
- 20) 八木利津子. 学校に求められるヘルスプロモーションの概念 - 健康教育の変遷をめぐる予備的考察 -. プール学院大学研究紀要. 2016; 57: 85-97.